

～健 診 関 係～

人間ドック事業

年に一度、人間ドックを受けて、自分の体をチェックしましょう！



実施時期	毎年6～11月（受診期間）
実施内容	人間ドックの受診を希望する者に対し 30,000円 の補助を行う。
対象年齢	4月1日現在、35,38,41,42,43,44,46,47,48,49,51,52,53,54,56,57,58及び60歳以上の組合員で、人間ドックの受診を希望する者（40歳以上の者については、特定健康診査を兼ねる） （注）4月1日現在組合員であり、かつ1年以上の任用が見込まれる者に限る
申込時期	① 毎年1月下旬に翌年度の受診申込を実施。 ② 毎年4月上旬に新規採用者及び①で申込できなかった者等の受診申込を実施
申込方法	① 県立学校及び県教育委員会事務局に所属する者：健康管理データベースで申込 ② ①以外：当支部ホームページよりWEB申込

脳ドック事業

補助を受けられるのは5年に一度！
対象年齢の方は、ぜひご利用を！



実施時期	毎年6～11月（受診期間）
実施内容	脳ドックの受診を希望する者に対し 15,000円 の補助を行う。
対象年齢	4月1日現在、41, 46, 51, 56及び61歳の組合員で、脳ドックの受診を希望する者
申込時期	① 毎年2月下旬に翌年度の受診申込を実施。 ② 毎年4月上旬に新規採用者及び①で申込できなかった者等の受診申込を実施
申込方法	① 県立学校及び県教育委員会事務局に所属する者：健康管理データベースで申込 ② ①以外：当支部ホームページよりWEB申込

特定健康診査

特定健康診査は、メタボリックシンドロームに特化した検査を行います。
人間ドックのような、精密な検査を希望される場合は、自己負担となります。



実施時期	毎年6～3月（受診期間）
実施内容	4月1日から年度を通じて組合員又は被扶養者で、かつ、対象年齢に該当する者に対して、特定健康診査を実施する。 <small>※人間ドック、指定年齢健診、生活習慣病健診の対象である組合員は、当事業の対象外</small>
対象年齢	当該年度において40歳以上75歳以下の組合員又は被扶養者
申込方法	毎年7月に対象者の自宅へ送付する受診券に同封する「特定健康診査・特定保健指導の御案内」の「実施機関一覧表」に記載された健診機関に、受診希望者が直接電話等で予約
費用	全額共済組合が負担

特定保健指導

対象となった方は、生活習慣を見直すチャンス！
ぜひ、この機会を利用して、健康寿命を延ばしましょう！



実施時期	毎年6～3月（受診期間）
実施内容	保健指導の専門的知識を有する保健師、管理栄養士等による生活習慣改善のためのサポートを行う。
対象者	定期健康診断（人間ドック、指定年齢健診、生活習慣病健診）や特定健康診査で、生活習慣病発症リスクがあると判定された40歳以上の組合員及び被扶養者
実施方法	① 特定保健指導を実施する健診機関で特定健康診査を受けた者 ：原則、特定健康診査と同日に実施 ② ①以外の者：特定保健指導利用券（後日、当支部より配布）による受診、又は、委託先のS O M P Oヘルスサポート(株)による訪問型特定保健指導を実施
費用	全額共済組合が負担

～健康づくり関係～

職場の健康づくり支援事業

今年度、講師派遣の講演テーマを追加しました！
講演テーマは当支部ホームページをご確認ください！



実施時期	通年
実施内容	組合員の健康保持増進を目的とした講習会等の実施について、申請に基づき支援する
支援対象	講習会等を実施する所属所・市町教育委員会・教育関係諸団体
支援方法	①費用助成 講習会等に要する経費のうち、開催者が依頼した講師の謝礼金（交通費含む）について、助成する（助成限度額あり） ②講師派遣 講習会等の内容に応じて、所属所が講演テーマ一覧より選択し、申請を行う。支部は申請に基づき、講師を派遣する（講師の謝礼金は共済組合が負担）
申込方法等	職場の健康づくり支援事業申請書（保健事業関係様式第1号）をメールにより当支部へ提出 講習会等実施後、1か月以内に、職場の健康づくり支援事業実施報告書（保健事業関係様式第2号）及び講習会等で使用した資料をメールにより共済組合へ提出

心の健康相談事業

利用者の個人情報、厳守します。氏名等の情報は相談員のみが把握し、
当支部にも提供されないので、安心してご利用下さい



実施時期	通年
実施内容	臨床心理士・公認心理師による面談（相談員によりオンライン可）又は電話での カウンセリングを実施（相談費用は共済組合が負担）
相談内容	①一般相談：組合員とその家族が、組合員自身の相談をする ②専門相談：管理職等が、部下等である組合員等に関する相談をする
申込方法等	①面談相談：組合員等が相談員へメール等で連絡し、予約 ※面談当日、利用証（保健事業関係様式第3号）を忘れずに持参願います ②電話相談：組合員等が相談員へ直接電話し、電話相談を利用したい旨、申出 一度、電話を切り、相談員から折り返しの連絡があり次第、相談開始 ※事前予約不要

～福利・厚生サービス～

ベネフィット・ステーション事業

グルメ、ショッピングなど、普段利用するお店も
お得に利用できるかも！？ぜひ、会員登録を！！



実施時期	通年
実施内容	(株)ベネフィット・ワンに委託し、レジャー施設、リラクゼーション施設、宿泊施設、 健康増進施設、介護サービス、結婚、出産保育、その他ライフイベントの支援など 140万件以上のサービスを割引価格で提供
実施時期	組合員及びその配偶者と各々の2親等以内の親族
利用方法	ベネフィット・ステーションWEB会員証の提示、又は、 アカウント登録による会員専用ページからの申込 など



各事業の詳細や実施要領、広報チラシは、当支部ホームページをご覧ください！
また、LINE公式アカウントによる広報も行っています！ぜひ友だち登録をお願いします！



当支部LINE公式アカウントでは
ベネフィット・ステーション事業の
キャンペーンや新メニューをはじめ
保健事業の情報を随時発信しています！
ぜひ友だち追加をお願いします。



友だち登録はコチラから！